

---

第3期 東久留米市  
子ども・子育て支援事業計画  
(素案)

---

令和7年〇月

東久留米市



# 目次

第1章 計画策定の概要 .....	1
1 計画策定の背景及び趣旨 .....	2
2 計画の位置づけ .....	4
3 計画の期間 .....	5
4 子ども・子育て支援制度の概要 .....	5
5 計画の策定方法 .....	11
第2章 子ども・子育て支援等の現状.....	12
1 東久留米市の人口と出生の現状 .....	13
2 市内の幼児期の教育・保育施設の現状 .....	15
3 ニーズ調査の結果 .....	16
第3章 基本事項 .....	25
1 幼児期の教育・保育及び子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出 .....	26
2 幼児期の教育・保育及び子ども・子育て支援事業の提供区域の設定 .....	26
3 幼児期の教育・保育 .....	28
4 子ども・子育て支援事業に関する事項 .....	31
5 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容 .....	45
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容 .....	45
第4章 その他の事項 .....	46
1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 .....	47
2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する東京都や関係機関との連携 .....	48
3 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携.....	53
第5章 計画の推進 .....	55
1 計画の推進体制 .....	56
2 進捗状況の管理 .....	56
資料編 .....	58

## 「こども」の表記について

本計画では、『「こども」標記の推奨について（依頼）』（令和4年9月15日付 内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室）に準じて、表記しています。

- (1) 特別な場合を除き、平仮名標記の「こども」を用いる。
- (2) 特別な場合とは例えば以下の場合をいう。
  - ① 法令に根拠がある語を用いる場合  
例：公職選挙法における「子供」  
子ども・子育て支援法における「子ども」
  - ② 固有名詞を用いる場合  
例：既存の予算事業名や組織名
  - ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合  
例：子供期・現役期・高齢期のライフサイクル  
(「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現～」(令和4年6月7日閣議決定))

# 第1章 計画策定の概要

---

# 1 計画策定の背景及び趣旨

## (1) 子ども・子育てをめぐる動きについて

我が国の令和5年の出生数は72万7,277人で過去最少となりました。また、同年の合計特殊出生率<sup>※1</sup>は1.20で、人口水準を維持するために必要な人口置換水準<sup>※2</sup>（令和4年の算出では2.07）を下回って推移しています。

少子化と高齢化の進行は、人口構造のバランスを崩し、労働力人口の減少や社会保障負担の増加などによって経済に深刻な影響を与えることが懸念されています。こうした中であって次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことが求められています。

※1 合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に、その年齢別出生率で出産するとしたときの子どもの数に相当する。

※2 人口置換水準：人口が将来にわたって増加も減少もせず、均衡した状態となる出生水準。

## (2) 国の動向

平成24年に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定され、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援制度」が平成27年度から開始されました。

しかし、共働き家庭の増加などにより待機児童が発生している状況から、平成29年に「子育て安心プラン」が公表され、保育の受け皿の拡大、保育人材の確保、保護者への支援、保育の質の確保、持続的な保育制度の確立、働き方改革などが盛り込まれました。令和2年12月には女性の就業率の上昇を踏まえた保育の受け皿整備、幼稚園やベビーシッターを含めた地域の子育て資源の活用を進めるため、「新子育て安心プラン」が策定されました。

また、小学生においては、平成26年に「放課後子ども総合プラン」が、平成30年に「新・放課後子ども総合プラン」が、令和5年には「放課後児童対策パッケージ」が策定され、待機児童の解消の実現やこどものウェルビーイングの向上と共働き・共育てを図り、児童が放課後等に安全・安心に過ごせる場の整備を進めています。

令和4年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」では、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援体制のための体制強化等を行うとして、市町村はこども家庭センターの設置に努めることとしました。

令和5年4月には、こども政策に強力かつ専一に取り組む独立した行政組織として、こども家庭庁が創設されるのと同時に、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。こども基本法の施行に基づき、こども施策を総合的

に推進するため、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた「こども大綱」が令和5年12月に閣議決定されました。これにより全てのこどもが、心身の状況・置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが示されました。

### (3) 東久留米市の子育て支援

策定時期	名称	計画期間
平成17年3月	東久留米市次世代育成支援行動計画（前期）	平成17年度～21年度
平成22年3月	東久留米市次世代育成支援行動計画（後期）	平成22年度～26年度
平成27年3月	東久留米市子ども・子育て支援事業計画	平成27年度～31年度
令和2年2月	第2期東久留米市子ども・子育て支援事業計画	令和2年度～6年度

市では、上記に示す計画を策定して子育て支援を推進してきました。

平成26年度の「東久留米市子ども子育て支援事業計画」は、平成24年に制定された「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」の基本理念をもとに策定しました。

この計画（第1期）の進捗状況や実績評価などを踏まえた上で、令和元年度、法令や国の方針に基づき「第2期東久留米市子ども子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育ての支援を切れ目なく推進してきました。

令和4年に行われた児童福祉法等の改正に基づき、児童福祉と母子保健の両面から一体的に支援を行うべく、従来の子ども家庭総合支援拠点と子育て世帯包括支援センターの設立の意義や機能は維持した上で、令和6年4月にこども家庭センターを発足しました。

### (4) 計画策定の趣旨

「東久留米市子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育てを取り巻く環境の整備、支援の取り組みを一層促進するとともに、幼児期の教育・保育及び子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期等を定め、幼児期の教育・保育事業等に関する市民のニーズに応じていく体制づくりを進めていくために策定するものです。

このため、令和5年には就学前・小学校児童の保護者を対象にニーズ調査を実施し、調査結果から課題を取りまとめました。

なお、本計画期間中に、策定時の推計と比較して就学前人口の推計や事業実績に一定の乖離や確保方策の状況に変化があった場合には、見直し（補正）を検討することとします。

#### 【子ども・子育て支援法 基本理念】

- 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。
- 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

## 2 計画の位置づけ

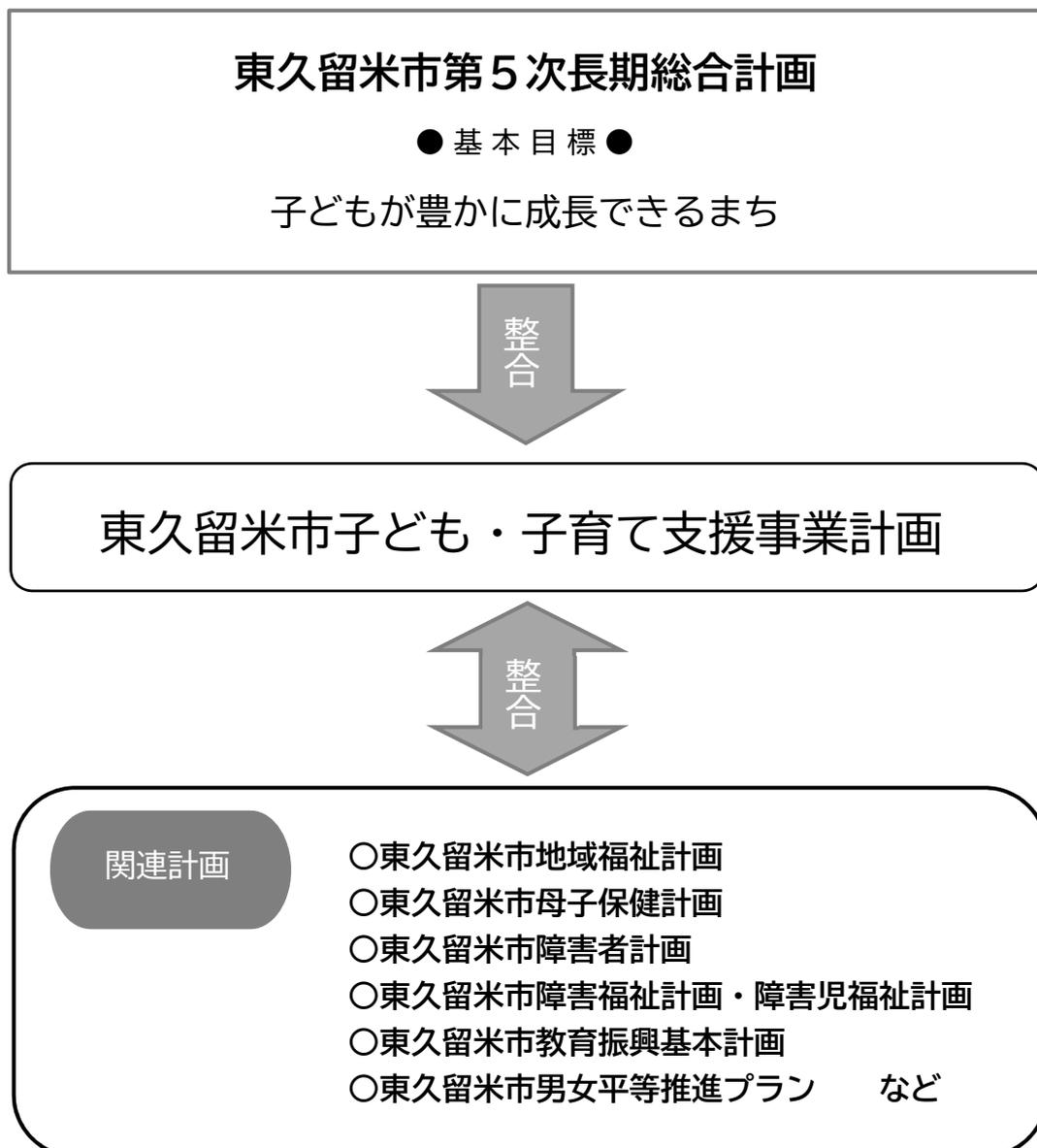
---

### (1) 基本的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、策定するものです。

### (2) 関連計画との関係

本計画は、「東久留米市第5次長期総合計画」を上位計画とし、「東久留米市第4次地域福祉計画」、「東久留米市障害者計画」、「東久留米市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」、「東久留米市第3次教育振興基本計画」、「東久留米市第4次男女平等推進プラン」などの諸計画との整合を図ります。



### 3 計画の期間

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期 東久留米市 子ども・子育て支援事業計画					第3期 東久留米市 子ども・子育て支援事業計画				

この計画は、令和7年度（2025年度）を初年度とし、令和11年度（2029年度）までの5年間を計画期間とします。

### 4 子ども・子育て支援制度の概要

#### (1) 子ども・子育て支援法に基づく給付と事業

子ども・子育て支援制度には「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」があります。

##### ①子ども・子育て支援給付

【子どものための教育・保育給付】

施設型給付	○幼稚園	○保育所	○認定こども園
-------	------	------	---------

地域型保育給付	○家庭的保育	○小規模保育
	○事業所内保育	○居宅訪問型保育

【子育てのための施設等利用給付】

施設等利用給付	○幼稚園（従来型）	○特別支援学校
	○預かり保育事業	○認可外保育施設等

【児童手当】

## ②地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援に関する事業
- 時間外保育事業（延長保育事業）
- 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 子育て世帯訪問支援事業
- 児童育成支援拠点事業
- 親子関係形成支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 病児保育事業（病児・病後児保育事業）
- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- 一時預かり事業
- 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査）
- 放課後児童健全育成事業（学童保育）
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業
- 産後ケア事業
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

## （２）子ども・子育て支援施設

幼児期の学校教育と保育の必要性のある子どもへの保育について、認定こども園、幼稚園（市より施設型給付費に係る施設として確認を受けた幼稚園）、保育所等の特定教育・保育施設、小規模保育等の特定地域型保育事業を利用する場合、子どものための教育・保育給付の対象となります。

### 【特定教育・保育施設】

幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設（市より施設型給付費に係る施設として確認を受けた幼稚園）
保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育を行う施設
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、幼児期の教育と保育を一体的に行う施設（幼保連携型、幼稚園型、保育所型などの種類があります）

### 【特定地域型保育】

家庭的保育	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員1～5人）を対象にきめ細やかな保育を行う
小規模保育	少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行う
事業所内保育	会社など事業所の保育施設などで、従業員のこどもと地域のこどもを一緒に保育する
居宅訪問型保育	障害・疾患などで個別なケアが必要な場合など、保護者の自宅で1対1の保育を行う

また、特定教育・保育施設ではない幼稚園（施設型給付費に係る施設として確認を受けずに従来通り運営を行う幼稚園）や特別支援学校、預かり保育事業、認可外保育施設等を利用する場合は、子育てのための施設等利用給付の対象となります。

### 【施設等利用給付対象施設】

幼稚園 （従来型）	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設（市より施設型給付費に係る施設として確認を受けずに従来通り運営を行う幼稚園）
特別支援学校 （幼稚部）	障害のあるこどもの自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、こども一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う
預かり保育事業	幼稚園の教育標準時間前後に、こどもを預けたい希望がある家庭に対して保育を提供する事業
認可外保育施設等	認可外保育施設等、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

\*上記のほか、企業が従業員のための保育施設を設置・運営し、「地域枠」として地域のこどもも受け入れる事業（企業主導型保育事業）もあります。

## （3）地域子ども・子育て支援事業

市町村が、地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で次の事業が定められています。

(1) 利用者支援に関する事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域こども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、相談や情報提供、助言等必要な支援を行う事業

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育所や地域型保育で通常の利用時間帯以外において、保育の利用を確保する事業

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が出産や病気などで、こどもの養育が一時的に困難になったとき、児童養護施設にこどもを預けることができるようにする事業

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師又は助産師が訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴、子育て支援に関する情報提供などを行う事業

(5) 養育支援訪問事業

家庭における安定した養育が実施できるよう、養育について支援が必要な家庭に対し、訪問による具体的な育児に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業

(6) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を対象に、訪問支援員が訪問し、家事・育児等の支援する事業

(7) 児童育成支援拠点事業

家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所を提供し、個々の児童の状況に応じた支援を行う事業

(8) 親子関係形成支援事業

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者が、親子の関係やこどもとの関わり方等を学び、健全な親子関係の形成を図れるよう支援する事業

(9) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所で子育て中の親子交流、親にとっての学び・情報交換の場、子育ての相談の場として、気軽に利用でき、地域全体で子育てを応援する事業

(10) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

こどもが病中又は病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、医療機関などに付設された専用スペースにおいて、保育及び看護ケアを実施する事業

(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育てのお手伝いをしたい方（サポート会員）と、子育ての手助けをしてほしい方（ファミリー会員）が会員となつて、地域で助け合う組織を推進する事業

(12) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となつた乳幼児を、幼稚園や保育所などで一時的に預かる事業（預かり保育を含む）

(13) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査）

母子保健法第13条に基づき、妊婦の健康の保持及び増進を図り、安心・安全な出産に資するよう、健康診査を実施する事業

(14) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

保護者の就労などの理由で、放課後や長期休業中に保護者不在の小学生に対して、児童厚生施設などを利用して適切な遊び、生活の場を提供し、基本的な生活習慣の確立など、健全な育成を図る事業

(15) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育施設、幼稚園等の利用に必要な実費徴収費用について、利用世帯の所得状況等を勘案して、その一部を助成する事業

(16) 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の技術、手法、経験などを活用した特定教育・保育施設などの設置又は運営を促進するための事業

(17) 産後ケア事業

出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てが出来る支援体制を行う事業

(18) 乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）

保育所等において、満三歳未満の未就園児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業

#### (4) 認定区分（支給要件）

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が、客観的な認定基準に基づき、認定した者に対し教育・保育の給付を行う仕組みになっています。認定は、以下の3区分です。

##### 【教育・保育給付】

認定区分	子の年齢	保育の必要性	対象者	主な施設
1号認定 (教育標準時間※1認定)	3～5歳	なし	市より施設型給付費に係る施設として確認を受けた幼稚園や認定こども園の利用を希望される方（一時預かりを利用することもできます）	○幼稚園 ○幼稚園 +（一時預かり） ○認定こども園 ○認定こども園 +（一時預かり）
2号認定 (保育認定)	3～5歳	あり (教育希望)		
		あり	保護者の就労や病気などの理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しいため、保育所や認定こども園などの利用を希望される方	○認定こども園 ○保育所
3号認定 (保育認定)	0歳 1・2歳	あり	同上	○認定こども園 ○保育所 ○地域型保育

※1 教育標準時間：幼稚園の教育時間は、4時間を標準として、園則等により各施設で定めています。それ以上の時間の利用は「一時預かり事業」の対象となります。

また、令和元年10月から実施の幼児教育・保育の無償化に伴い、主に従来型の幼稚園や認可外保育施設等の利用者を対象として、利用料等に対する給付（補助）を受けるための認定区分（子育てのための施設等利用給付認定区分）が以下のように新設されました。

##### 【施設等利用給付】

認定区分	子の年齢	対象者	主な利用施設
1号認定	満3歳クラス～5歳	教育のみを必要とする	○幼稚園（従来型）
2号認定 (保育認定)	3歳児クラス～5歳	保育を必要とする (一時預かり事業等を利用している)	○幼稚園（従来型） +（一時預かり） ○認定こども園 +（一時預かり） ○認可外保育施設等
3号認定 (保育認定)	0～2歳児クラス (住民税非課税世帯に限る)		

\*上記以外に、「企業主導型保育事業」の地域枠を利用されている方も、市より「保育の必要性」が認められた場合は無償化の対象となります。

## 5 計画の策定方法

### (1) 基本的事項

本計画は、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年7月2日号内閣府告示第159号。以下「基本指針」という。）を参酌し、策定しました。

### (2) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたり、「東久留米市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容の協議を行いました。同会議は、子ども・子育て支援法第72条第1項及び第3項の規定に基づき、東久留米市子ども・子育て会議条例により設置された機関です。

なお会議は公開で行われ、審議内容は市のホームページで公開されています。

### (3) ニーズ調査の実施

市町村子ども・子育て支援事業計画は、こどもの数、こどもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向、こどもとその保護者が置かれている環境、その他の事情を正確に把握した上で、これらを勘案して作成するものとされています。

適切な計画を作成する上で、地域の実情を把握する必要があることから、利用希望把握調査（ニーズ調査）を実施しました。

#### ① 就学前児童調査

対 象	市内に居住する0歳～就学前のこどもを持つ保護者2,000人 (令和5年10月時点における4,823人から無作為抽出)
方 法	郵送配布、郵送回収及びインターネット回答によるアンケート調査
調 査 機 関	令和5年11月13日から12月4日まで
有効回収率	52.1%

#### ② 就学児童調査

対 象	市立小学校2年生のこどもを持つ保護者972人(悉皆)
方 法	学校配布・学校回収及びインターネット回答によるアンケート調査
調 査 機 関	令和5年11月1日から11月20日まで
有効回収率	65.7%

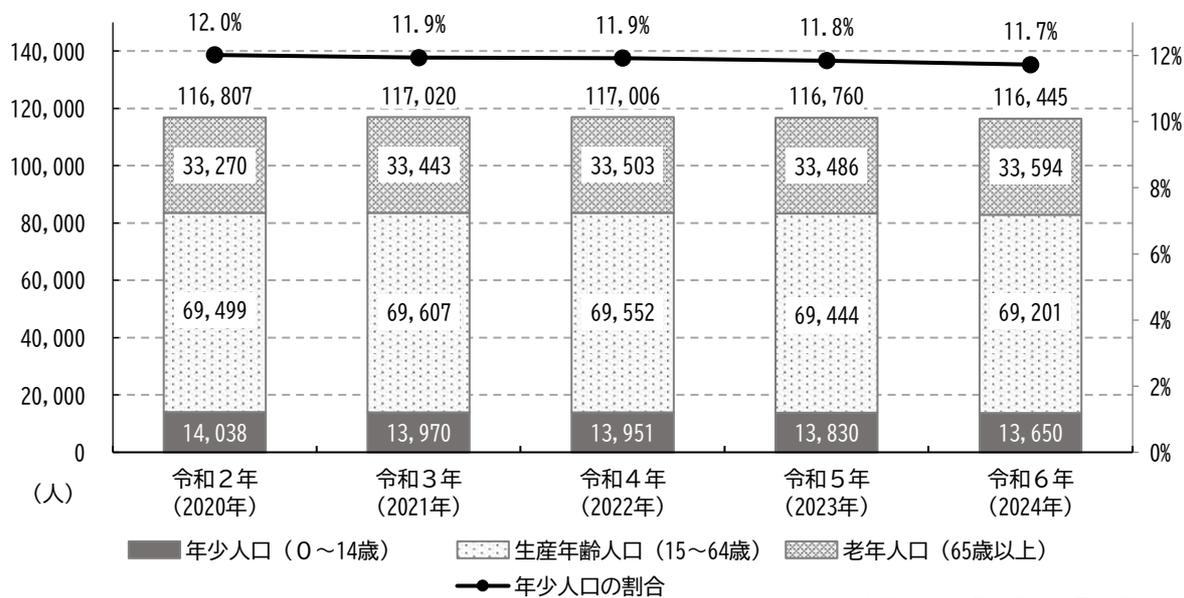
これらの調査結果を、国の手引きに従い集計・分析し、ニーズ量算出の基礎資料としました。

## **第2章 子ども・子育て支援等の現状**

---

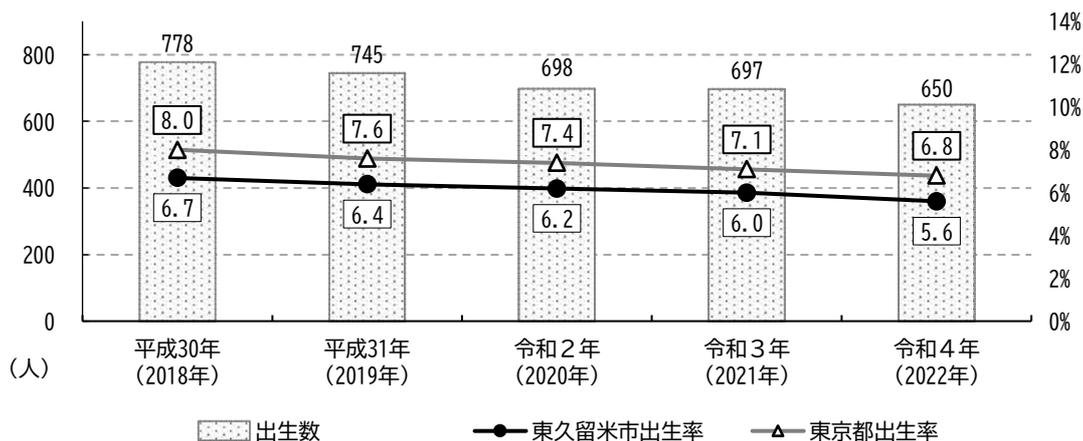
# 1 東久留米市の人口と出生の現状

## (1) 東久留米市の年齢三区分別人口の推移と年少人口の割合



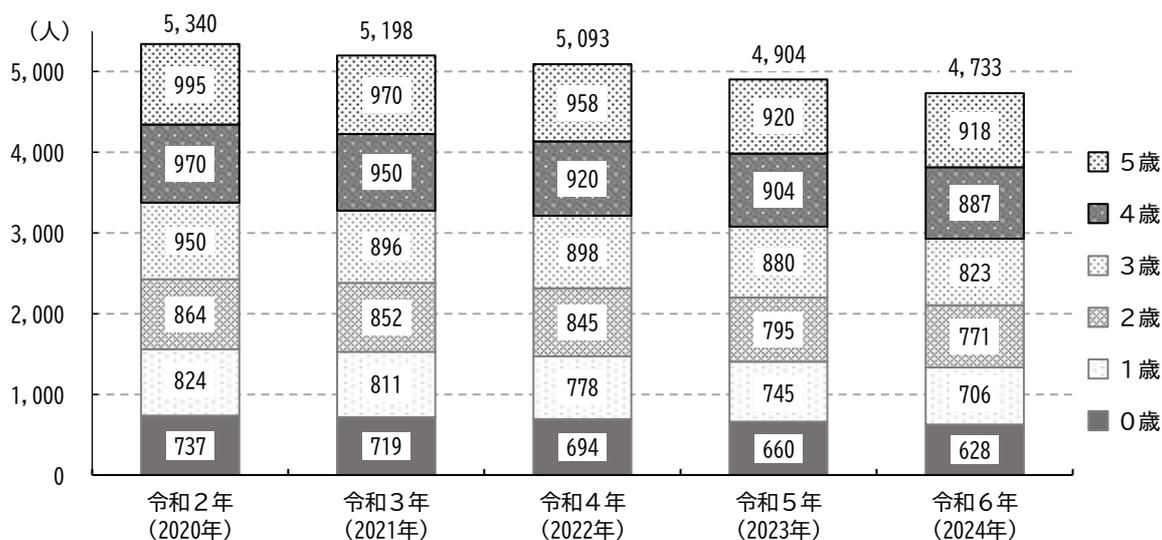
市全体の人口は概ね横ばいですが、年少人口の割合は少しずつ減少し、高齢者人口は増加しています。少子化と高齢化が同時に進んでいる傾向です。

## (2) 東久留米市の出生数と出生率



出生数は、減少傾向にあり、令和2年以降は700人を下回っています。人口1,000人あたりの出生率は、東京都の平均値を下回っています。

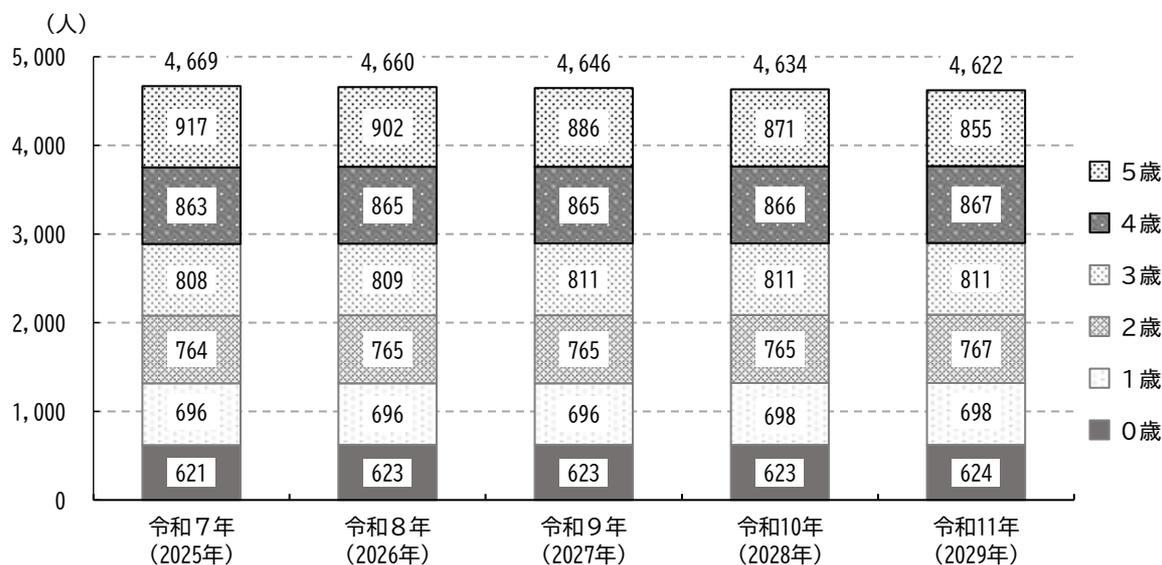
### (3) 東久留米市の就学前人口の推移



【参考】住民基本台帳 各年4月1日

就学前児童の人口は、少しずつ減少しています。

### (4) 東久留米市の就学前人口の今後の推計



国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口に基づき推計

就学前人口は、少しずつ減少していくことが推計されます。

## 2 市内の幼児期の教育・保育施設の現状

### (1) 認可保育所<sup>※1</sup>の施設数・定員・入所児童数

※1 認定こども園の保育所部分含む

年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設数	21	21	22	22	22
定員(人)	2,292	2,303	2,386	2,366	2,431
入所児童数(人)	2,218	2,256	2,223	2,317	2,395

※各年4月1日現在

### (2) 認証保育所の施設数・定員・入所児童数

年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設数	2	2	2	2	2
定員(人)	70	70	70	70	70
入所児童数(人)	47	41	38	47	45

※各年4月1日現在

### (3) 家庭的保育事業の施設数・定員・入所児童数

年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設数	6	6	6	6	6
定員(人)	28	28	28	28	28
入所児童数(人)	25	26	20	23	20

※各年4月1日現在

### (4) 小規模保育事業の施設数・定員・入所児童数

年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設数	10	11	11	11	11
定員(人)	151	182	184	178	183
入所児童数(人)	136	153	142	149	152

※各年4月1日現在

### (5) 幼稚園<sup>※2</sup>の施設数・定員・入所児童数

※2 認定こども園の幼稚園部分含む

年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設数	7	7	7	7	6
認可定員(人)	1,762	1,762	1,741	1,741	1,642
実園児数(人)	1,350	1,331	1,239	1,174	1,024

※各年5月1日現在

### 3 ニーズ調査の結果

本計画の策定にあたり、子育て中の意見やニーズを的確に反映するために、アンケート調査を実施しました。

調査結果の主なものを掲載します。

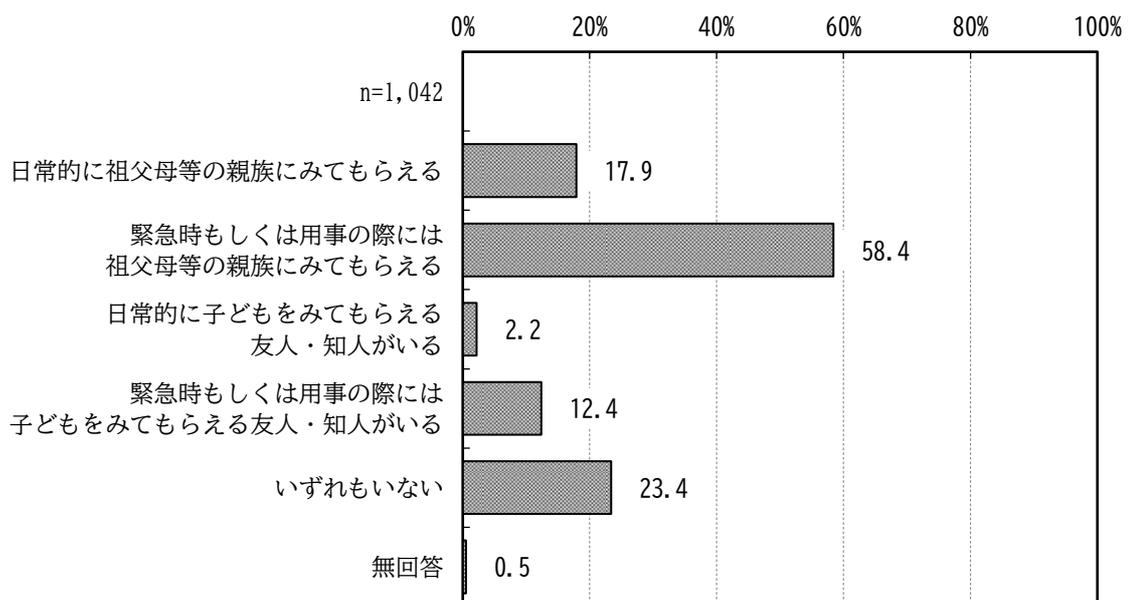
#### 【調査結果（グラフ）の見方】

- ◎ 集計した数値（％）は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示しています。そのため、質問に対する回答の選択肢が一つだけの場合、選択肢の数値（％）をすべて合計しても、100％にならないことがあります。
- ◎ 回答者数を分母として割合（％）を計算しているため、複数回答の場合には、各選択肢の割合を合計すると100％を超えます。
- ◎ 調査票の選択肢の文章は、要約して短く表現している場合があります。

#### （1）子どもを見てもらえる親族・知人の有無

問 日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も多く、58.4％となっています。次いで「いずれもない」が23.4％、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が17.9％、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が12.4％と続いています。

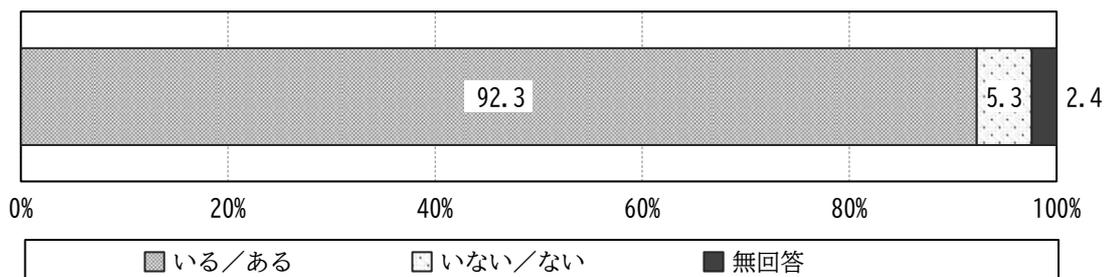


## (2) 気軽に相談できる人や場所

問 お子さんの子育てをする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。

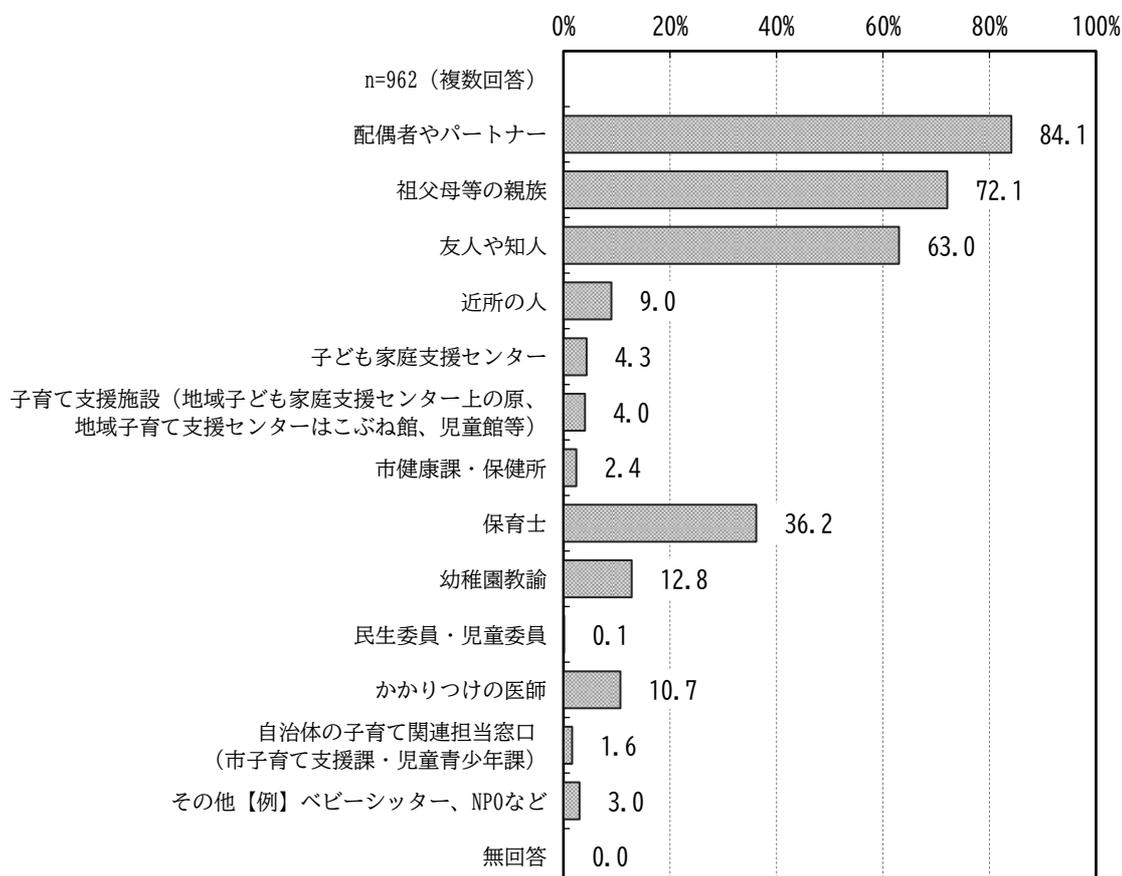
気軽に相談できる人や場所が「いる／ある」が92.3%、「いない／ない」が5.3%となっています。

n=1,042



問 お子さんの子育てに関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。

「配偶者やパートナー」が最も多く、84.1%となっています。次いで「祖父母等の親族」が72.1%、「友人や知人」が63.0%、「保育士」が36.2%、「幼稚園教諭」が12.8%と続いています。

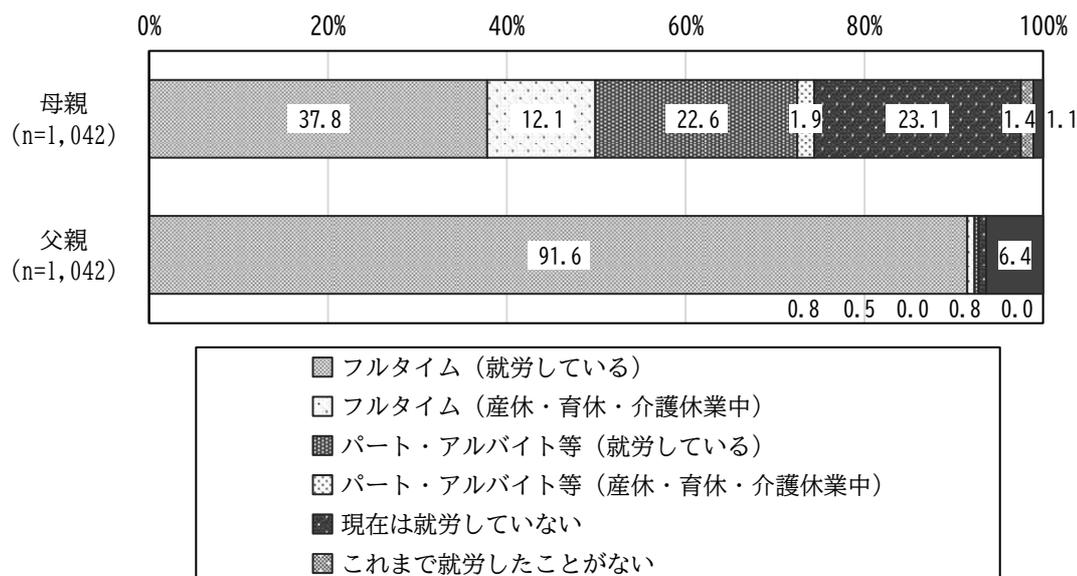


### (3) 保護者の就労状況

問 宛名のお子さんの保護者の現在の働き方（自営業、家族従事者含む）はどのようなものですか。

母親では「フルタイムで就労している」が最も多く、37.8%となっています。次いで「現在は就労していない」が23.1%、「パート・アルバイト等で就労している」が22.6%と続いています。

父親では「フルタイムで就労している」が最も多く、91.6%となっています。

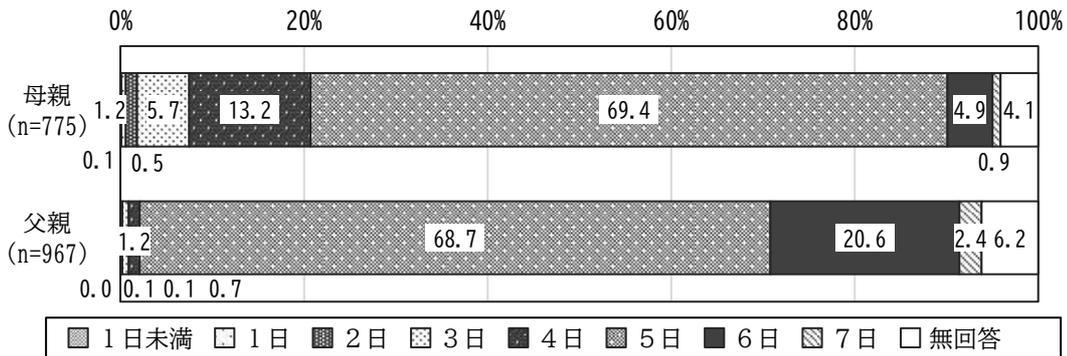


問 週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間（残業時間を含む）」をお答えください。就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。

【1週当たりの就労日数】

母親では、「5日」が最も多く、69.4%となっています。次いで、「4日」が13.2%、「3日」が5.7%と続いています。

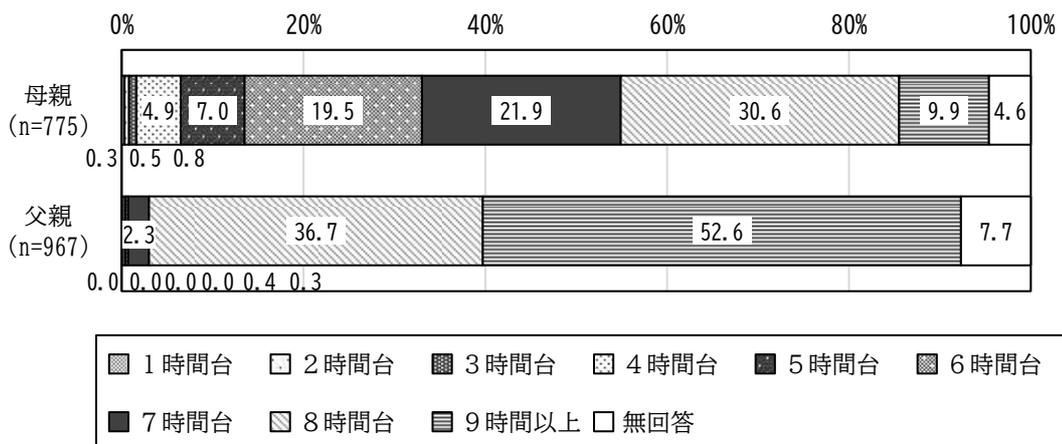
父親では「5日」が最も多く、68.7%となっています。次いで「6日」が20.6%と続いています。



【1日当たりの就労時間】

母親では、「8時間台」が最も多く、30.6%となっています。次いで、「7時間台」が21.9%、「6時間台」が19.5%、「5時間台」が7.0%と続いています。

父親では「9時間以上」が最も多く、52.6%となっています。次いで「8時間台」が36.7%となっています。

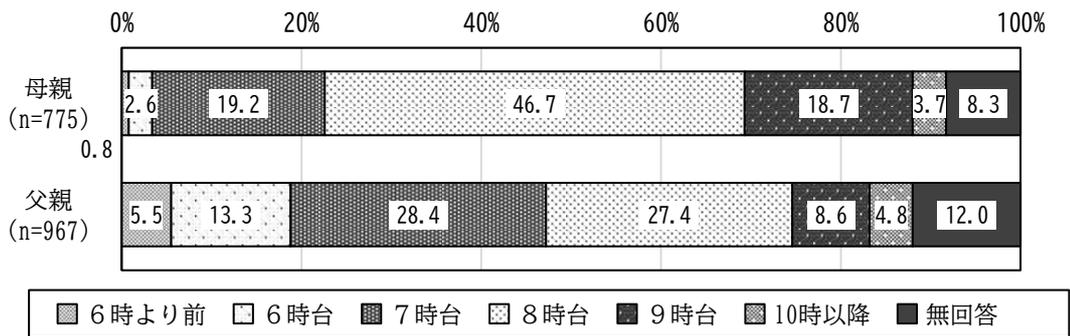


問 家を出る時刻と帰宅時刻をお答えください。時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。

【家を出る時間】

母親では、「8時台」が最も多く、46.7%となっています。次いで、「7時台」が19.2%、「9時台」が18.7%と続いています。

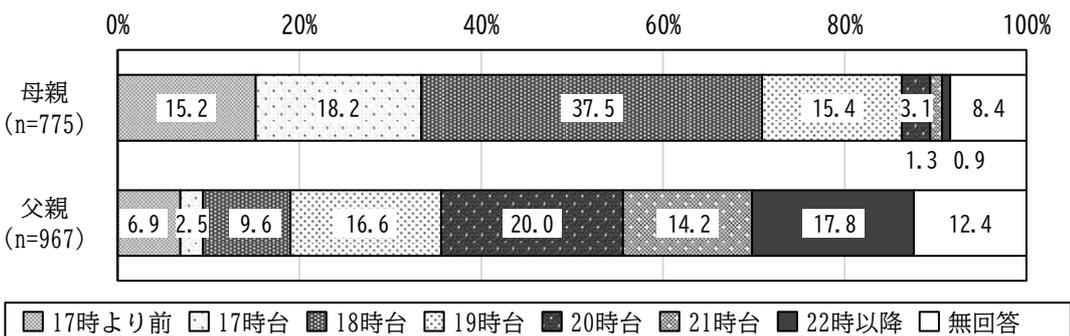
父親では「7時台」が最も多く、28.4%となっています。次いで「8時台」が27.4%、「6時台」が13.3%と続いています。



【帰宅時間】

母親では、「18時台」が最も多く、37.5%となっています。次いで、「17時台」が18.2%、「19時台」が15.4%、「17時より前」が15.2%と続いています。

父親では「20時台」が最も多く、20.0%となっています。次いで「22時以降」が17.8%、「19時台」が16.6%と続いています。

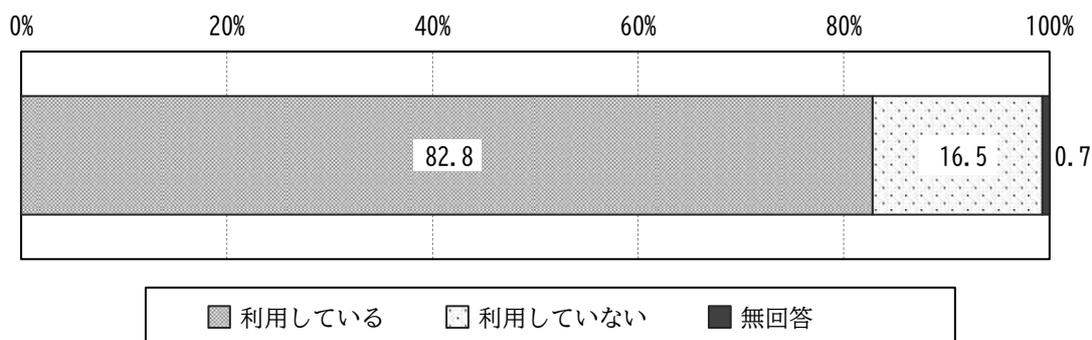


#### (4) 平日の定期的な幼児期の教育・保育事業の利用状況

問 お子さんは現在、幼稚園や保育園などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。

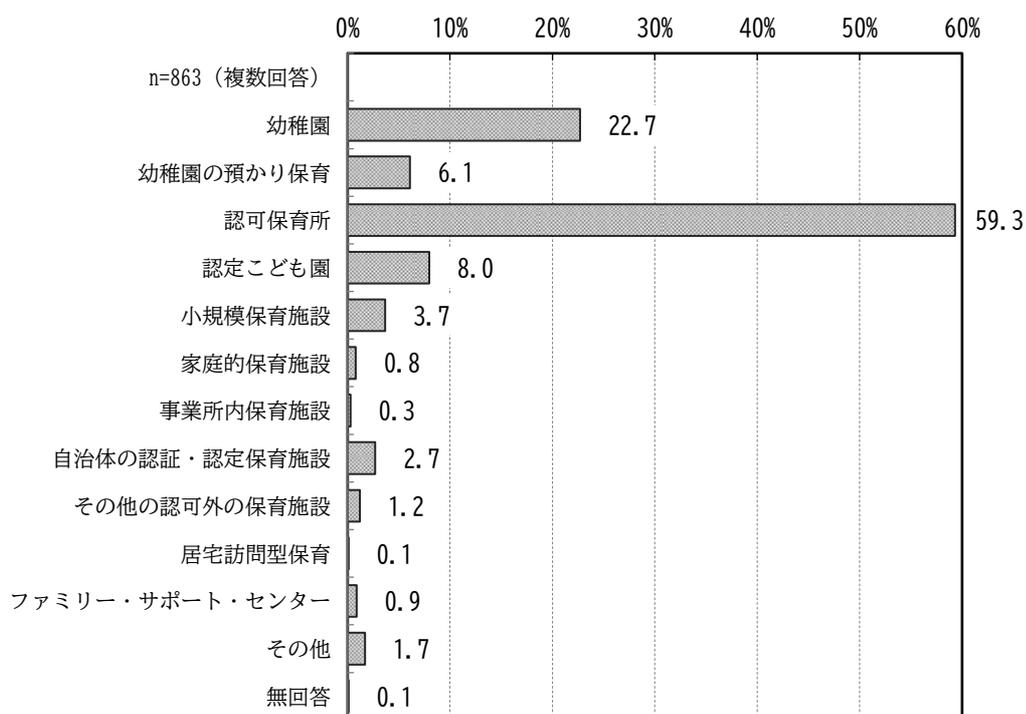
「利用している」が82.8%、「利用していない」が16.5%となっています。

n=1,042



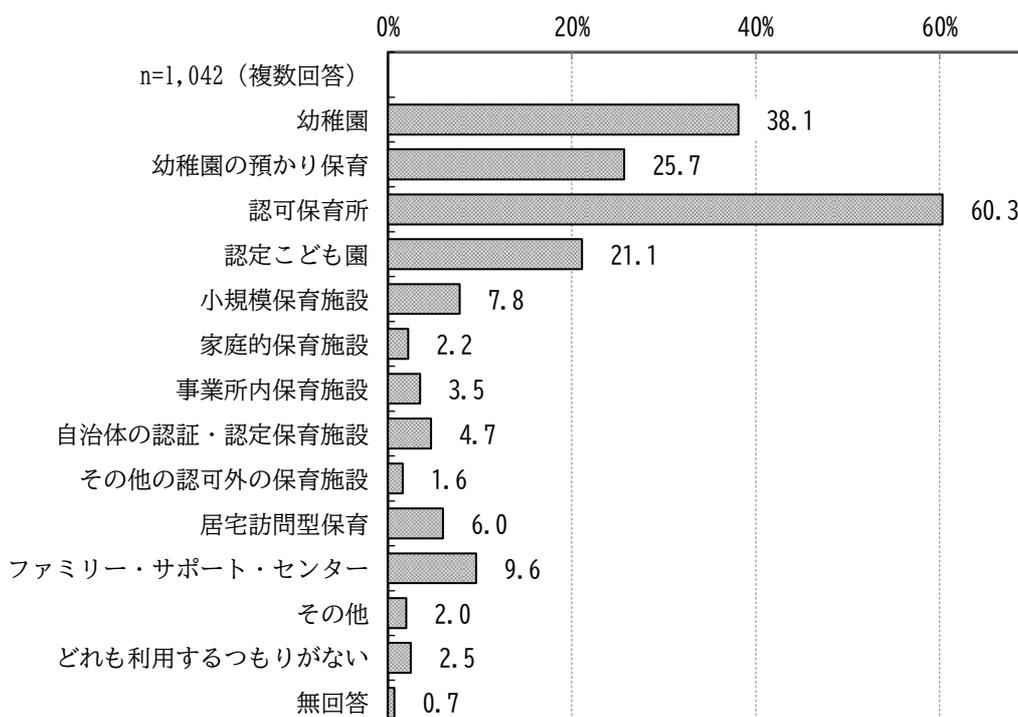
問 お子さんは、平日（月～金）、幼稚園や保育園などを利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください。

「認可保育所」が最も多く、59.3%となっています。次いで「幼稚園」が22.7%、「認定こども園」が8.0%、「幼稚園の預かり保育」が6.1%と続いています。



問 現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんの平日（月～金）の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。

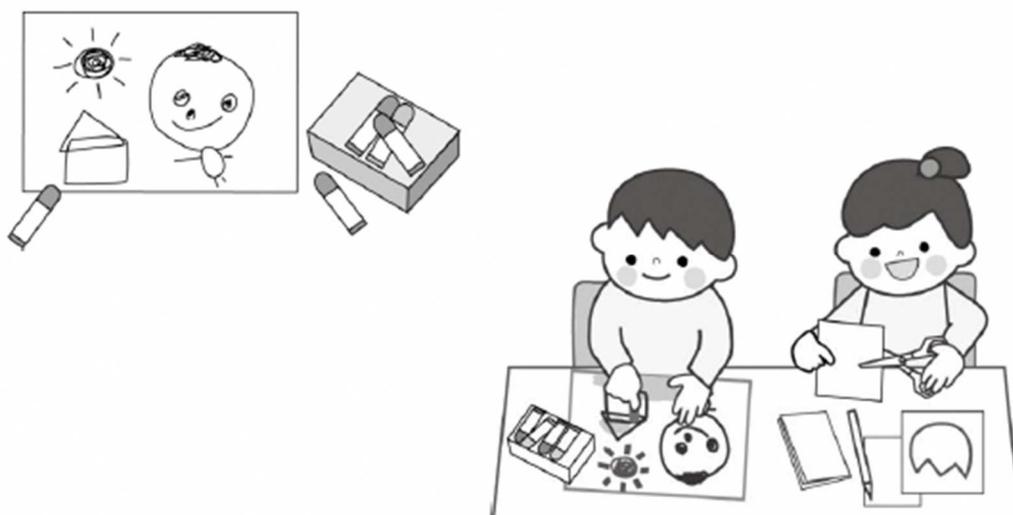
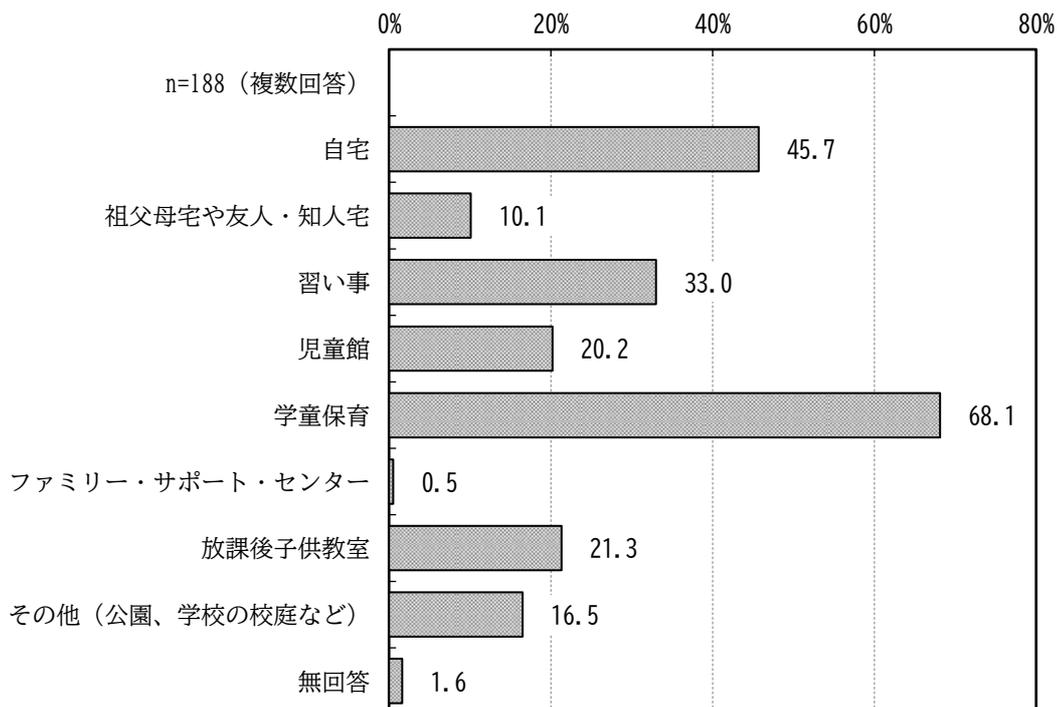
「認可保育所」が最も多く、60.3%となっています。次いで「幼稚園」が38.1%、「幼稚園の預かり保育」が25.7%、「認定こども園」が21.1%と続いています。



## (5) 小学校低学年のうちの放課後の過ごし方の希望

問 小学校低学年（1～3年生）のうちは、放課後（平日（月～金）の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

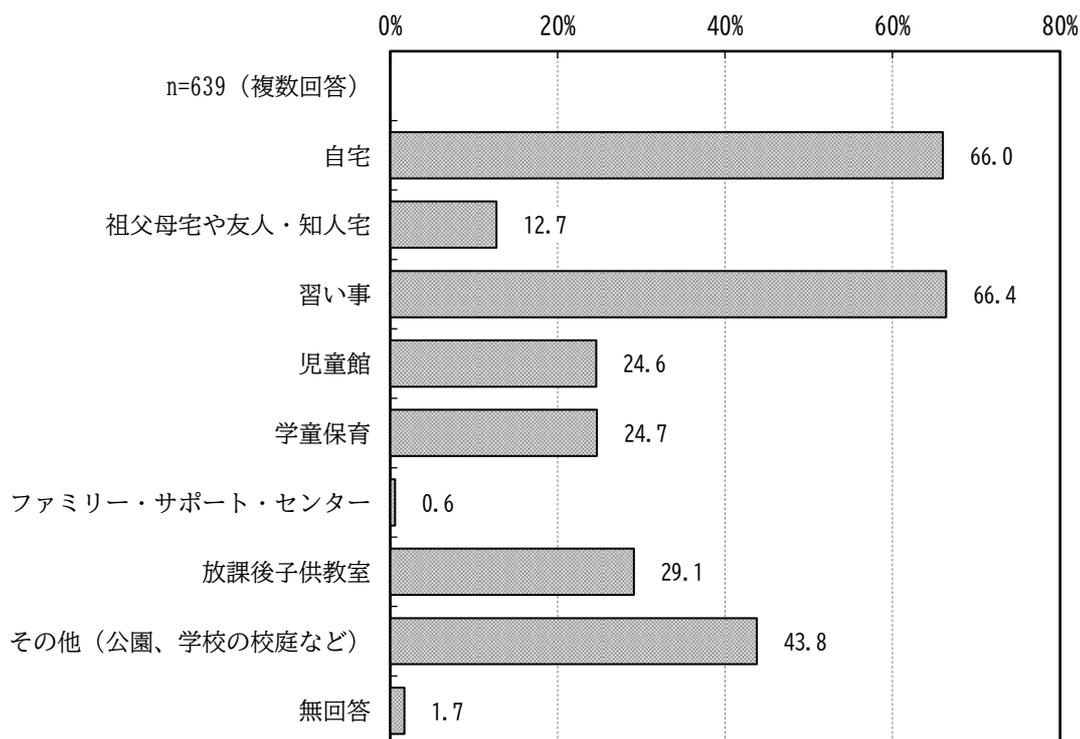
小学校就学前の児童を持つ保護者に、小学校入学後の放課後の過ごし方の希望を訪ねたところ、「学童保育」が最も多く、68.1%となっています。次いで「自宅」が45.7%、「習い事」が33.0%、「放課後子供教室」が21.3%と続いています。



## (6) 高学年になってからの放課後の過ごし方の希望

問 小学校2年生のお子さんについて、小学校高学年（4～6年生）になったら、放課後（平日（月～金）の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

小学校2年生の児童の保護者に、希望する放課後の過ごし方を訪ねたところ、「習い事」が最も多く、66.4%となっています。次いで「自宅」が66.0%、「その他（公園、学校の校庭など）」が43.8%、「放課後子供教室」が29.1%と続いています。



## 第3章 基本事項

---

## 1 幼児期の教育・保育及び子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出

---

令和5年度に実施した利用希望把握調査の結果をもとに、内閣府及びこども家庭庁のガイドラインに基づき、幼児期の教育・保育及び子ども・子育て支援事業の利用者数の見込み（量の見込み）を算出しました。

（参照及び準拠した指針等）

- ・『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』  
（平成26年1月・内閣府）
- ・『第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）』  
（平成31年4月・内閣府）
- ・『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 Ver. 2）』（令和6年10月・こども家庭庁）

## 2 幼児期の教育・保育及び子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

---

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会条件、現在の幼児教育・保育の利用状況、施設整備の状況等を総合的に勘案して、保護者やこどもが居宅から容易に移動することができる区域（幼児期の教育・保育提供区域）を定める必要があります。

東久留米市では、「現状の利用実態に即しているため、計画と実績とのかい離が少ない」、「市全体の広域的な観点で効率的な施設整備が図れ、一時的な需要の増減に対して柔軟な対応ができ、かつ合理的な需給バランスの調整ができる」などの理由から、市全体を一つの提供区域とします。なお、放課後児童健全育成事業（学童保育）」については、現状どおり、各小学校区をそれぞれ提供区域とします。

<東久留米市子育て関連施設地図>



### 3 幼児期の教育・保育

#### (1) 幼児期の教育・保育の量の見込み

計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。市内に居住するこどもについて、ニーズ調査により把握した「利用希望」を踏まえて次表の年度、認定区分ごとに「量の見込み」を設定します。

単位：人

	1号	2号		3号		
	3～5歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳
		幼児期の教育の利用希望が強い	左記以外			
令和7年度	1,050	169	1,229	236	462	522
令和8年度	1,045	169	1,229	236	462	523
令和9年度	1,036	166	1,212	236	462	523
令和10年度	1,033	166	1,209	236	463	523
令和11年度	1,027	165	1,202	237	463	525

#### (2) 幼児期の教育・保育提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1)の「量の見込み」に対応するよう、年度ごとに「幼児期の教育・保育の提供体制の確保の内容及び実施期間（確保方策）」を設定します。なお、国は「新子育て安心プラン」により、女性の就業率の上昇に対応するため、必要な保育の受け皿の整備を推進しており、このことを踏まえ、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備していくことを目指します。

##### 【令和5年度 実績】

17ページに記載の「市内の幼児期の教育・保育施設の現状」を参照してください。

##### 【今後の方向性】

1号認定及び2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い保護者のニーズに対しては、幼児期の教育施設又は従来制度幼稚園において確保できる見込みです。

また、2号認定及び3号認定の保育需要についても、特定教育・保育施設である認可保育所及び認定こども園、特定地域型保育事業である小規模保育施設及び家庭的保育施設、認可外保育所である認証保育所及び企業主導型保育所の地域枠において確保できる見込みです。

単位：人

令和7年度		1号	2号		3号		
		3～5歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳
			幼児期の教育の利用希望が強い	左記以外			
①量の見込み		1,050	169	1,229	236	462	522
②確保方策	特定教育・保育施設（※1）	269	198	1,263	196	346	410
	従来制度幼稚園（※2）	919					
	特定地域型保育事業（※3）				26	80	86
	認可外保育所（※4）			30	15	37	30
②-①		167		64	1	1	4

令和8年度		1号	2号		3号		
		3～5歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳
			幼児期の教育の利用希望が強い	左記以外			
①量の見込み		1,045	169	1,229	236	462	523
②確保方策	特定教育・保育施設（※1）	269	198	1,263	196	346	410
	従来制度幼稚園（※2）	919					
	特定地域型保育事業（※3）				26	80	86
	認可外保育所（※4）			30	15	37	30
②-①		172		64	1	1	3

令和9年度		1号	2号		3号		
		3～5歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳
			幼児期の教育の利用希望が強い	左記以外			
①量の見込み		1,036	166	1,212	236	462	523
②確保方策	特定教育・保育施設（※1）	269	198	1,263	196	346	410
	従来制度幼稚園（※2）	919					
	特定地域型保育事業（※3）				26	80	86
	認可外保育所（※4）			30	15	37	30
②-①		184		81	1	1	3

単位：人

令和10年度		1号	2号		3号		
		3～5歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳
			幼児期の教育の利用希望が強い	左記以外			
①量の見込み		1,033	166	1,209	236	463	523
②確保方策	特定教育・保育施設（※1）	269	198	1,263	196	346	410
	従来制度幼稚園（※2）	919					
	特定地域型保育事業（※3）				26	80	86
	認可外保育所（※4）			30	15	37	30
②-①		187		84	1	0	3

令和11年度		1号	2号		3号		
		3～5歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳
			幼児期の教育の利用希望が強い	左記以外			
①量の見込み		1,027	165	1,202	237	463	525
②確保方策	特定教育・保育施設（※1）	269	198	1,263	196	346	410
	従来制度幼稚園（※2）	919					
	特定地域型保育事業（※3）				26	80	86
	認可外保育所（※4）			30	15	37	30
②-①		194		91	0	0	1

※1 市より、施設型給付費の支給に係る施設として確認を受けた幼稚園、認定こども園、保育所

※2 市より、施設型給付費の支給に係る施設として確認を受けていない幼稚園

※3 市より、地域型保育給付費の支給に係る施設として確認を受けた小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育

※4 市が運営費支援等を行っている認可外保育施設等（認証保育所）及び企業主導型保育所の地域枠

## 4 子ども・子育て支援事業に関する事項

### (1) 利用者支援に関する事業

子育て中の親子や妊産婦等が、幼稚園・保育所、保健施設等の施設あるいは地域の子育て支援事業、保健・医療・福祉等の中から必要な支援を選択して円滑に利用できるように、行政窓口その他の場所で専任職員が情報提供、相談、援助を行い、関係機関との連絡調整を行う事業です。

#### 【令和5年度 実績】

特 定 型 900人  
母子保健型 4,269人

#### 【今後の方向性】

##### [地域子育て相談機関]

こども家庭センターを補完し、子育て世帯の身近な相談機関として、地域子育て相談機関を市内児童館等へ整備できるよう取り組みを進めていきます。

##### [特定型]

令和6年度よりこども家庭センター窓口に1か所設置し、幼稚園や認定こども園、保育所など、様々な子育て支援に係る施設や事業の情報を集約し、効果的な情報提供に努めます。また、保護者の個別ニーズに合った支援や相談、関係機関との連絡調整を実施していきます。

##### [こども家庭センター型]

母子保健と児童福祉が連携・協働しながら、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目ない支援や虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目ない対応を行うとともに、関係機関等と連携し、包括的な支援を行っていきます。

##### [妊婦等包括相談支援事業型]

妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ります。

##### [地域子育て相談機関]

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	2	2	4	4
②確保方策	0	2	2	4	4
②-①	0	2	2	4	4

[特定型]

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

[こども家庭センター型]

単位：か所	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

[妊婦等包括相談支援事業型]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	妊娠届出数 623 1組当たり面談回数 3 面談実施合計回数 1,869	623 3 1,869	623 3 1,869	624 3 1,872	624 3 1,872
②確保方策	こども家庭センター	1,246	1,246	1,246	1,248
	上記以外で業務委託	623	623	623	624

## (2) 時間外保育事業（延長保育事業）

2号認定又は3号認定を受けたこどもが、保護者の勤務条件や家庭の事情等により、利用時間以外の時間に保育を必要とする場合に、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【令和5年度 実績】

1,073人

【今後の方向性】

時間外保育事業については、計画期間中の量の見込みに対し、提供体制が確保できるものと考えています。今後も継続して実施していきます。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,068	1,062	1,063	1,060	1,057
②確保方策	1,076	1,076	1,076	1,076	1,076
②-①	8	14	13	16	19

### (3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が出産や病気等の理由により、家庭でこどもを一時的に養育することが困難になった場合、市が委託する児童養護施設等でこどもを預かり、必要な保護を行います。宿泊を伴うこともあります。

【令和5年度 実績】

564人日

【今後の方向性】

子育て短期支援事業は、量の見込みに対応できている状況です。令和6年度より子供の家は、これまで小学生までだった対象を高校3年生世代まで拡充し、新たにナザレットの家で生後57日から3歳児までを対象として受入れを行うようになりました。今後も事業の周知に努めながら、実施していきます。

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	449	448	447	446	444
②確保方策	1,460	1,460	1,460	1,460	1,460
②-①	1,011	1,012	1,013	1,014	1,016

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業等）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師又は助産師が訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴、子育て支援に関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の様子や養育環境の把握、支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整等の支援を行う事業です。

【令和5年度 実績】

660件

【今後の方向性】

現行の事業実施により量の見込みに対応できている状況です。産後うつ・虐待・育児困難等、問題が多様化している家庭も多く、本事業を行うことにより、家庭や育児状況の把握、早期からの支援につながっていると考えます。今後も早期から適切な育児支援が受けられるよう、出産後に全ての家庭を訪問し、育児不安の軽減や虐待予防に努めていきます。

単位：①人、②件

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	621	623	623	623	624
②訪問数	621	623	623	623	624
訪問率(②/①)	100%	100%	100%	100%	100%
確保方策	実施体制：12人 保健師（正規・会計年度任用職員7人、委託助産師5人） 実施機関：福祉保健部健康課 委託団体等：公益社団法人東京都助産師会 東久留米・清瀬・西東京地区分会				

## （5）養育支援訪問事業

家庭における安定した養育が実施できるよう、養育について支援が必要な家庭に対し、訪問による具体的な育児に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。

【令和5年度 実績】

764件

【今後の方向性】

育児不安の解消や養育技術の提供等のため、母子保健活動や乳児全戸訪問事業をはじめとした健康診査事業等と連携しながら支援を要する家庭の早期発見に努めます。引き続き、養育支援訪問事業をより利用しやすいよう、相談窓口と事業の周知を図っていきます。

専門相談支援については、関係機関との連携を強化し、研修等を活用し対応職員の養成を継続します。子育て世帯訪問支援事業の創設に伴い、養育支援訪問事業の育児・家事援助については子育て世帯訪問支援事業に移行します。

単位：件

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ訪問件数)	697	691	685	679	673
確保方策	実施体制：こども家庭センター職員 実施機関：東久留米市こども家庭センター				

## （6）子育て世帯訪問支援事業

令和4年の児童福祉法改正に伴い創設された事業です。家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を対象に、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することで、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

#### 【今後の方向性】

令和7年4月より子育て世帯訪問支援事業を開始し、家事・育児支援が必要と判断した家庭に対し支援を行っていきます。

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	400	400	400	400	400
②確保方策	400	400	400	400	400
②-①	0	0	0	0	0

### (7) 児童育成支援拠点事業

令和4年の児童福祉法改正に伴い創設された事業です。養育環境等にサポートが必要な、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を行う事業です。

#### 【今後の方向性】

事業の実施に向けて、実施場所や方法について調査研究を行っていきます。

### (8) 親子関係形成支援事業

令和4年の児童福祉法改正に伴い創設された事業です。児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施する事業です。

#### 【今後の方向性】

事業の実施に向けて、実施場所や方法について調査研究を行っていきます。

### (9) 地域子育て支援拠点事業

小学校就学前の児童とその保護者を対象に、親子のふれあいの場を提供するとともに、子育てに関する情報の提供や相談業務を行います。

#### 【令和5年度 実績】

6,863件

【今後の方向性】

地域における子育て支援拠点として定着している地域子育て支援拠点事業については、より一層の周知を図り、既存の施設の有効活用を進めていきます。今後も、こども家庭センターを始めとする子育て関連施設や、幼稚園、保育所における地域活動の利用状況や利便性を踏まえ、事業内容の充実を図っていきます。

単位：①人回、②か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	7,085	7,095	7,095	7,102	7,112
確保方策	2	2	2	2	2

### (10) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

こどもが病中又は病気の回復期であって、集団保育が困難で医師が必要と認めた期間、医療施設等に付設された専用スペースで、一時的に保育及び看護ケアを実施する事業です。

【令和5年度 実績】

153人日

【今後の方向性】

病児保育事業については、現行の事業実施により量の見込みに対応できるものと考えています。利用実績に鑑みて、より多くの利用が図られるよう、さらなる事業周知を図っていきます。

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	153	153	152	152	151
②確保方策	880	880	880	880	880
②-①	727	727	728	728	729

### (11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育てのお手伝いをしたい会員（サポート会員）と、子育てのお手伝いを受けたい会員（ファミリー会員）による、組織的な相互援助活動（有償ボランティア活動）です。事前に事業説明会に参加し、入会する必要があります。ファミリー会員からの利用希望があった場合に、センターがサポート会員と連絡調整して、援助活動につなげていきます。

【令和5年度 実績】

ファミリー会員：538名、サポート会員：146名、両方会員：2名 計686名  
活動件数：1,730人日

【今後の方向性】

事業者と協力し、ファミリー・サポート・センター事業を支えるサポート会員数及び両方会員数の増加を目指し、イベントの開催、市広報、市ホームページ、事業者の広報及びホームページを通じて、事業の更なる周知に努めます。

サポート会員数及び両方会員数の増加を図るとともに、1人当たりの年間活動件数の増加を目指すことで、量の見込みに対応する提供体制を整えていきます。

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み (就学児童分)	726	714	701	689	677
②確保方策	906	906	906	906	906
②-①	180	192	205	217	229

## (12) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児を、一時的に預かる事業です。なお、幼稚園での教育標準時間前後の預かり保育も一時預かり事業に含めています。

【令和5年度 実績】

預かり保育・一時預かりとして、48,540人日

【今後の方向性】

幼稚園や認定こども園における在園児に対する一時預かり事業については、計画期間中において十分な提供体制の確保ができるものと考えています。在園児対象型を除く一時預かり事業についても、施設に積極的に働きかけを行い、量の見込みに対応する供給量の確保を目指します。ファミリー・サポート・センター事業の今後の方向性については子育て援助活動支援事業に記載しているとおりです。

①一時預かり事業（幼稚園型）※1

(幼稚園や認定こども園における在園児対象の一時預かり(預かり保育※2含む))

単位：人日

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	1号認定	2,612	2,600	2,586	2,572	2,556
	2号認定	50,957	50,721	50,444	50,169	49,873
②確保方策		85,800	85,800	85,800	85,800	85,800
②-①		32,231	32,479	32,770	33,059	33,371

## ②一時預かり事業（①以外）

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①量の見込み	9,810	9,777	9,724	9,668	9,602	
②確保方策	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	22,506	22,506	22,506	22,506	22,506
	ファミリー・サポート・センター事業 (就学前児童)	2,114	2,114	2,114	2,114	2,114
②-①	14,810	14,843	14,896	14,952	15,018	

※1 一時預かり事業：市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業として位置付けられ、市が上記の保育の提供について、幼稚園又は認定こども園に委託し実施する事業（幼稚園型一時預かり事業）

※2 預かり保育：私立幼稚園で保育開始前及び終了後に、幼稚園の教育標準時間（4時間）以上、こどもを預けたい希望がある家庭に対して保育を提供する事業

## （13）妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査）

妊婦の健康の保持及び増進を図り、安心・安全な出産に資するよう、母子保健法第13条に基づき実施している事業です。

現在、妊娠確定後、妊娠届を提出し母子健康手帳の交付を受けた方に、妊婦健康診査14回分と妊婦超音波検査4回分、妊婦子宮頸がん検診1回分を一部公費で受診できる受診票をお渡ししています。

### 【令和5年度 実績】

8,918回

### 【今後の方向性】

妊婦の健康管理を図り、安心・安全な出産に資する重要な事業であるため、継続して実施していきます。また、母子健康手帳交付時や妊婦面接時、ホームページ等で、妊婦健康診査受診の必要性についての周知を継続していきます。

単位：件

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (受診票件数)	623	623	623	624	624
②1人あたりの健康診査回数	19	19	19	19	19
総健康診査回数 (①×②)	11,837	11,837	11,837	11,856	11,856
確保方策	実施場所：委託医療機関 実施時期：通年実施 実施体制：個別 検査内容：国が定める基本的な妊婦健康診査項目（体重・血圧・尿・血液検査他）				

## (14) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

保護者の就労等の理由で、放課後や長期休業中に保護者不在の小学生に対して、異年齢児童との交わり等を通じて、自主性、社会性及び創造性の向上や基本的な生活習慣の確立等を図り、健全な育成を図る事業です。

### 【令和5年度 実績】

1,260人

### 【今後の方向性】

令和7年度以降は、小学校12地区すべての地区において、利用希望者が現在の定員を超える見込みです。これらの施設においては、小学校施設の借用等により、量の見込みに対応する提供体制の確保を目指していきます。また、別に全校で実施されている放課後子供教室との校内での交流や両事業の関係者による連携会議などを通して、放課後における児童の居場所づくりに努めます。

### 【第一小地区】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	129	126	125	122	119
1年生	39	38	37	37	36
2年生	41	40	40	39	38
3年生	33	32	32	31	31
4年生	10	10	10	10	9
5年生	4	4	4	3	3
6年生	2	2	2	2	2
②確保方策	130	130	130	130	130
②-①	1	4	5	8	11

### 【第二小地区】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	169	165	162	159	158
1年生	44	43	42	41	41
2年生	46	45	44	43	43
3年生	40	40	39	38	38
4年生	25	24	24	24	23
5年生	10	9	9	9	9
6年生	4	4	4	4	4
②確保方策	180	180	180	180	180
②-①	11	15	18	21	22

【第三小地区】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	139	136	135	131	130
1年生	44	43	42	41	41
2年生	41	40	40	39	38
3年生	33	32	32	31	31
4年生	18	18	18	17	17
5年生	3	3	3	3	3
6年生	0	0	0	0	0
②確保方策	160	160	160	160	130
②-①	21	24	25	29	0

【第五小地区】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	191	189	184	182	178
1年生	67	67	66	64	63
2年生	59	58	56	56	55
3年生	44	43	42	42	40
4年生	17	17	16	16	16
5年生	3	3	3	3	3
6年生	1	1	1	1	1
②確保方策	190	190	190	190	190
②-①	△1	1	6	8	12

【第六小地区】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	110	108	106	103	102
1年生	34	33	33	32	32
2年生	32	32	31	30	30
3年生	26	25	25	24	24
4年生	13	13	13	13	12
5年生	4	4	3	3	3
6年生	1	1	1	1	1
②確保方策	120	120	120	120	120
②-①	10	12	14	17	18

【第七小地区】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	170	167	165	163	161
1年生	53	52	51	51	50
2年生	50	49	49	48	47
3年生	40	40	39	38	38
4年生	20	19	19	19	19
5年生	5	5	5	5	5
6年生	2	2	2	2	2
②確保方策	170	170	170	170	170
②-①	0	3	5	7	9

【第九小地区】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	139	136	135	132	129
1年生	39	38	37	37	36
2年生	41	40	40	39	38
3年生	37	36	36	35	34
4年生	18	18	18	17	17
5年生	2	2	2	2	2
6年生	2	2	2	2	2
②確保方策	150	150	150	150	150
②-①	11	14	15	18	21

【第十小地区】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	94	94	91	91	89
1年生	29	29	28	28	27
2年生	27	27	26	26	26
3年生	18	18	18	18	17
4年生	12	12	11	11	11
5年生	6	6	6	6	6
6年生	2	2	2	2	2
②確保方策	110	110	110	110	110
②-①	16	16	19	19	21

【小山小地区】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	117	115	112	111	108
1年生	39	38	37	37	36
2年生	36	36	35	35	34
3年生	26	25	25	24	24
4年生	12	12	11	11	11
5年生	4	4	4	4	3
6年生	0	0	0	0	0
②確保方策	130	120	120	120	120
②-①	13	5	8	9	12

【神宝小地区】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	71	71	70	69	68
1年生	19	19	19	18	18
2年生	23	23	22	22	22
3年生	18	18	18	18	17
4年生	8	8	8	8	8
5年生	3	3	3	3	3
6年生	0	0	0	0	0
②確保方策	75	75	75	75	75
②-①	4	4	5	6	7

【南町小地区】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	125	124	122	119	116
1年生	48	48	47	46	45
2年生	41	40	40	39	38
3年生	29	29	28	28	27
4年生	7	7	7	6	6
5年生	0	0	0	0	0
6年生	0	0	0	0	0
②確保方策	130	130	130	130	130
②-①	5	6	8	11	14

【本村小地区】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	81	80	78	76	75
1年生	29	29	29	28	27
2年生	18	18	18	17	17
3年生	23	23	21	21	21
4年生	8	7	7	7	7
5年生	2	2	2	2	2
6年生	1	1	1	1	1
②確保方策	90	90	90	90	90
②-①	9	10	12	14	15

### (15) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

・教育・保育給付認定保護者に対する日用品・文房具等に要する費用の補助

特定教育・保育施設、または地域型保育事業の利用の際に、教育・保育に係る日用品、文房具その他必要な物品の購入等に要する費用や行事への参加に要する費用等の実費徴収が行われた場合について、保護者の世帯の所得状況等を勘案し、市が定める基準に該当したときに、その実費徴収の一部を助成する事業です。

・施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の補助

幼稚園等の利用の際に、食事の提供（副食の提供に限る）にかかる実費徴収が行われた場合について、保護者の世帯の所得状況等を勘案し、市が定める基準に該当した時に、その実費徴収の一部を助成する事業です。

【令和5年度 実績】

55人

【今後の方向性】

低所得者世帯の保護者負担軽減により、当該世帯の乳幼児の教育・保育の利用が図られるよう、引き続き事業を実施していきます。令和元年10月より実施された幼児教育・保育の無償化にあわせ、幼稚園等に通う施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の補助が実施されました。保護者の方々が幼稚園等をより利用しやすくなるよう、事業を実施していきます。

## (16) 多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業

子ども・子育て支援新制度において、多様な事業者の技術、手法、経験などを活用し、特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【令和5年度 実績】

4人

【今後の方向性】

これまで、幼稚園や保育所等からの相談は、所管課にて受け付け、手続きに係る支援や助言を行ってきました。引き続き市内において、多様な事業者がその技術、手法、経験等を活用しながら幼児期の教育・保育施設等に参入し、円滑に事業が実施できるよう、事業者に対する支援、相談及び助言等を行います。

## (17) 産後ケア事業

出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

## (18) 乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）

保育所等において、満三歳未満の未就園児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【今後の方向性】

事業の開始に向けて準備を進めてまいります。

単位：人日

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み (延べ人数)	11	11	11	11	11
	確保方策 (延べ人数)	0	11	11	11	11
1歳児	量の見込み (延べ人数)	13	13	13	13	13
	確保方策 (延べ人数)	0	13	13	13	13
2歳児	量の見込み (延べ人数)	14	14	14	14	14
	確保方策 (延べ人数)	0	14	14	14	14

## 5 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況や働き方の変化等によらず、柔軟にこどもを受け入れることができる施設です。中でも幼保連携型認定こども園は「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、幼児期の教育と保育を一体的に提供していく施設であり、「幼稚園教育要領」に基づき教育を行う幼稚園、「保育所保育指針」に基づき保育を実施している保育所とともに、子ども・子育て支援新制度においても特定教育・保育施設として幼児期の教育・保育を担う重要な施設です。認定こども園には、幼保連携型以外にも、幼稚園型、保育所型、地方裁量型といった類型があり、それぞれの特性を生かして、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な幼児期の教育・保育を担っており、認定こども園の推進、普及はこどもの健やかな育ちを支える上で、重要な方向性であると考えられます。

現在の幼児期の教育・保育の利用状況や保護者の利用希望に沿って、幼児期の教育・保育の適切な利用が可能となるよう、幼稚園から認定こども園への移行に必要な支援及び認定こども園の普及を図るため、次の内容に取り組みます。

- 幼稚園設置者等に対し、認定こども園に関する情報提供を適宜行い、移行を支援します。
- 幼稚園教諭と保育士の合同研修等、必要な支援に努めます。
- 教育・保育施設及び地域型保育事業者の相互の連携・接続、並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携を推進します。
- 特別な支援を要するこどもや外国につながるこども等、配慮を要するこども及び保護者に対し、それぞれの事情に応じた丁寧な支援に取り組み、必要な情報提供、関係機関との連絡調整を適切に行うことで、子育て支援事業と相まった、幼児期の教育・保育の一体的提供を推進していきます。

## 6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

令和元年10月から実施の幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに子育てのための施設等利用給付が創設されました（概要については11ページを参照してください）。

この給付の実施に当たっては、現行のこどものための教育・保育給付の手法を踏襲しつつ、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。

また、案内パンフレット等の作成・配布により、制度や申請手続きについての周知に努めています。



## 第4章 その他の事項

---

# 1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

---

現在、0歳児のこどもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があるとされることを踏まえ、育児休業満了時（原則、職場に復帰するケースが多い、こどもが1歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整備することが重要です。

次の取り組みにより円滑な利用の確保に努めていきます。

## （1）情報提供の推進

産前・産後の休業及び育児休業後に、職場への復帰が希望に応じて円滑に行われるよう、利用者支援事業等を活用し特定教育・保育の利用を希望する方への情報提供を進めます。

## （2）保育需要に応じた提供体制

育児休業からの復帰に関する保育需要が見込まれる1歳児の定員に関し、児童を取り巻く状況等を注視し、保育ニーズと提供体制の均衡を図りながら、必要に応じ保育所等を整備します。

## 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する東京都や関係機関との連携

---

### (1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子育て家庭の孤立化や不安・負担の解消を図ることが何よりの防止策です。子ども家庭センターを中心に、福祉、医療、保健、教育等の関係諸機関と連携し、虐待の早期発見・早期対応に努めます。また、母子健康手帳発行時点から産後の育児支援まで切れ目のない支援体制を構築し、虐待の発生防止にも努めていきます。関係諸機関や小平児童相談所等の専門機関と協力し、虐待を受けているこどもの保護と保護者に対する適切な支援を行います。

#### 児童虐待の発生予防・早期発見のために

- 体罰や暴言・暴力、こどもの前で夫婦喧嘩などがこどもに及ぼす悪影響やネグレクトについての啓発を推進します。
- 乳幼児健康診査未受診者及び受診後に経過観察等が必要な者、未就園・未就学児に関する安全確認を行います。
- 乳幼児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業等）の実施を通じた養育支援を必要とする家庭を早期把握し、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげます。
- 相談窓口を広く周知し、相談・支援につながりやすい環境を整備します。
- 支援を要する妊婦・こどもを発見した医療機関や学校、福祉施設等と、市が効果的に連携するための体制の構築を進めます。

#### 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- 地域の関係機関が連携し、支援の内容を協議する要保護児童対策地域協議会の取り組みを推進します。
- 利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業等、子育て支援サービスにかかる地域資源の充実を図り、子育ての孤立化を防ぎます。
- こども家庭センターと、児童相談所や子育て短期支援事業を行う児童養護施設等が連携し、社会的養護の体制を整えていきます。

## (2) 特別な支援を要する子どもへの施策の充実等

特別な支援が必要な子どもへの療育等については、乳幼児健診をはじめとする母子保健活動、その他様々な事業を通じて、子どもとその保護者に対する支援が適切に行えるよう施策を進めます。

相談事業においては、保護者が子どもの発達の遅れや障害・病気等についての不安を軽減できるよう、発達相談や就学相談を行います。

また、東京都や医療機関等の専門機関との連携を進め、地域での自立生活を支える総合的な支援を引き続き推進するとともに、医療的ケア児（日常生活を営むために医療を要する状態にある子ども）が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、総合的な支援体制の構築に向け、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された専門員等の配置を推進します。

学校教育においては、校内委員会・特別支援教育コーディネーターの配置のほか、特別支援学級、特別支援教室を設置し、特別な支援の必要な児童、生徒一人ひとりのニーズに対応した特別支援教育を実施します。

### 【具体的な事業】

事業名	事業の内容
早期発見の取り組みの充実	各健診の結果、経過観察健診として、発育・発達の経過観察を行っています。また、臨床心理士による心理経過観察健診や児童精神・小児神経の専門医による発達健診を行い、障害等の早期発見・早期療育を図ります。 継続支援が必要な場合には、関係機関と連携しながら調整しています。
	【関係機関等】 健康課
要支援児保育の充実	保育所での要支援児保育を充実するために、児童発達支援センターわかくさ学園等の専門的施設・機関と連携し、障害のある乳幼児や発達に遅れがある等の理由により特別な支援を必要とする乳幼児に対し、早期治療や個々の発達状況に応じた保育を提供できるよう体制の充実を図ります。
	【関係機関等】 子育て支援課
障害児療育の充実	児童発達支援センターわかくさ学園で障害のある児童及び発達に課題のある児童の早期療育を図り、養護者の相談支援を行います。保育所や学校をはじめ関係機関との連携を強め、18歳までの切れ目のない支援体制を構築していきます。
	【関係機関等】 障害福祉課

【具体的な事業】

事業名	事業の内容
特別支援教育の実施	<p>特別支援教育を円滑に推進するため、各学校において特別支援教育コーディネーターを中心に校内委員会での協議や関係諸機関との連携等に取り組み、児童、生徒一人ひとりに応じた指導及び支援の充実を目指していきます。</p> <p>また、教育活動全般において特別な指導を必要とする児童、生徒を対象とする固定学級（知的障害）を小学校4校、中学校3校に設置し、固定学級（自閉症・情緒障害）を小学校2校に設置しています。更に、教育活動の一部において特別な指導を必要とする児童、生徒を対象とする特別支援教室を全小中学校に設置し、通級指導学級（言語障害）を小学校1校に、通級指導学級（難聴）を小学校1校、中学校1校に設置して指導・支援を行っています。</p>
	【関係機関等】 指導室
学童保育所への障害児受け入れ	<p>放課後児童健全育成事業（学童保育）における特別な支援を要する児童の受け入れをしていきます。</p> <p>特別な支援を要する児童への対応については、当該児童二人につき職員一人を配置するなど、育成支援体制の充実を図ります。</p> <p>また、学童保育所では障害児へ対応する必要があるため、研修等を通じて、学童保育所職員の資質向上を図ります。</p> <p>なお、入所にあたっては、東久留米市立学童保育所入所基準等に基づき、受け入れに配慮していきます。</p>
	【関係機関等】 児童青少年課

〈関係計画〉

- ・ 東久留米市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画
- ・ 東久留米市第3次教育振興基本計画
- ・ 東久留米市第3次特別支援教育推進計画

### (3) ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭について、相談支援や生活支援等、ニーズに合わせた支援を関係各機関とともにを行います。特に乳幼児を抱えるひとり親家庭では、子育てをはじめ生活全般にわたる精神的、経済的負担が大きいことから、各種手当や助成、給付金等の制度を活用して経済的自立を支援するとともに、就労支援等の生活全般の自立に向けた総合的な取り組みを行います。

#### 【具体的な事業】

事業名	事業の内容
ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	ひとり親家庭に一定期間ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを提供しています。 【関係機関等】 児童青少年課
母子及び父子並びに寡婦自立促進事業	生活保護就労支援員と協力して自立のための相談支援を実施しています。現状を維持しながら、生活保護就労支援員と調整・連携を図り、自立促進計画の策定を引き続き実施していきます。 【関係機関等】 児童青少年課
児童扶養手当支給事業	母子家庭等の生活の安定と児童の福祉の増進を目的に、18歳未満（障害児は20歳未満）の児童を養育している一定の所得基準以下の母子家庭等に手当を支給しています。法定受託事務として今後も実施していきます。 【関係機関等】 児童青少年課
児童育成手当支給事業	ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉の増進のために、18歳未満（障害児は20歳未満）の児童を養育している一定の所得基準以下のひとり親家庭等に手当を支給しています。財源を負担する東京都の条例に基づき今後も実施していきます。 【関係機関等】 児童青少年課
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の父、母及び児童、養育者及び養育者が養育する児童に対して、国民健康保険等各法の規定により医療費の給付が行われた場合における医療費のうち被保険者が負担すべき額の一部を負担します。財源の一部を補助する東京都の補助要綱に準じて今後も実施していきます。 【関係機関等】 児童青少年課
ひとり親家庭住宅手当助成事業	民営の借家住まいのひとり親家庭に対し、住宅費の一部を助成します。 市単独事業として実施しており、高齢者・障害者住宅手当の支給要件との整合性も図りながら実施していきます。 【関係機関等】 児童青少年課
母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業	母子家庭の母及び父子家庭の父を対象に、指定の教育訓練講座の受講料の一部を助成する他、看護師や介護福祉士等の資格取得に対する支援を行っています。今後もこの事業を通じて積極的に就業支援を行っています。 【関係機関等】 児童青少年課

【具体的な事業】

事業名	事業の内容
母子保護の実施事業	<p>市内在住の配偶者のない女子等に福祉に欠けるところがある場合に、申し込みにより、母子生活支援施設への入所手続きを行います。制度として確立しているものではありませんが、入所中の世帯の状況に合った方策により、いかに自立させていくかが課題であり、内容の充実を図りながら実施していきます。</p> <p>【関係機関等】 児童青少年課</p>
ひとり親家庭に対する相談体制の強化	<p>ひとり親家庭の相談は、母子・父子自立支援員を2人配置して実施しています。教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金事業、東京都母子及び父子福祉資金、東京都女性福祉資金の貸付等の制度は確立しているので、必要な人に必要な支援が届くよう、ひとり親サービス利用者への説明と、広報や市ホームページ等を活用した幅広い情報提供に努めます。</p> <p>【関係機関等】 児童青少年課</p>

〈関係計画〉

- ・東久留米市地域福祉計画

### 3 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

#### (1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

子育てを円滑に進めるには、男女ともに仕事と生活のバランスがとれた生活が不可欠です。国は「ワーク・ライフ・バランス憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使をはじめ国民が積極的に取り組むこと、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとしています。

令和5年2月に策定した「東久留米市第4次男女平等推進プラン」において、働くことを希望するすべての人が、仕事と子育て・介護・社会活動等のバランスのとれた豊かな生活を送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発、情報提供に取り組むこととしています。

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の法律や制度整備・充実が進んでいるものの、依然として育児休業を取得しづらい職場環境が残っていたり、休業後の職場復帰やこどもの病気の際の配慮不足、長時間勤務の常態化は続いています。

企業・地域の子育てに対する理解と配慮を深めるための意識啓発を進めるとともに、各種制度がより利用しやすいものになるよう、今後も関係部署、市内事業所等をはじめとする民間団体、NPO等と連携して、ワーク・ライフ・バランスが実現するための取り組みを進めます。

#### (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

幼児教育・保育施設、放課後児童健全育成事業（学童保育）、及び子育て支援事業等の充実を図り、多様な就労状況に対応した子育て支援に努めていきます。

##### 【具体的な事業】

事業名	事業の内容
行政機関内部での支援事業	事業主として特定事業主行動計画を策定し、子育てに関する制度の周知徹底、職員の妊娠中及び出産後における配慮の充実、男性の育児参加支援、育児休業を取得しやすい環境の整備等に取り組めます。 【関係機関等】 職員課
女性の再就職に関する情報提供、普及・啓発	関係機関と連携し、女性の再就職に関する情報提供や普及・啓発を図ります。 【関係機関等】 生活文化課、産業政策課
女性の起業と事業継続に関する情報提供、普及・啓発、支援	関係機関と連携し、起業を目指す女性に対し、起業に関する情報提供や普及・啓発を図ります。また、ネットワークづくりへの支援も引き続き行います。 【関係機関等】 生活文化課、産業政策課

【具体的な事業】

事業名	事業の内容
男性の家事・育児・介護・地域活動への参加促進	男性向けに家事・育児・介護等に関する啓発を行うとともに関係各課と連携しながら、両立支援制度等の情報提供を行います。 【関係機関等】 生活文化課、子育て支援課、生涯学習課
多様で柔軟な働き方に関する市内事業所への情報提供、普及・啓発	市内事業所に対し、時間や場所にとらわれない多様で柔軟な働き方の実現に向け、関係法令、各種制度の周知や情報提供、普及・啓発を図ります。 【関係機関等】 産業政策課
ワーク・ライフ・バランスや両立支援制度等に関する情報提供、普及・啓発	市民に対し、ワーク・ライフ・バランスや家庭と仕事の両立支援の推進に向けて、意識啓発や情報提供を行います。 【関係機関等】 生活文化課

〈関係計画〉

- ・東久留米市第4次男女平等推進プラン
- ・東久留米市次世代育成支援特定事業主行動計画

## 第5章 計画の推進

---

# 1 計画の推進体制

## (1) 子育て中の家庭、地域社会、事業主、行政等の連携・協働

子ども・子育て支援は、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行っていくことが重要です。

本計画の推進にあたっては、市の関連部署と連携して横断的な施策に取り組むとともに、子育て中の家庭をはじめとして、幼稚園・認定こども園・保育所等の事業者、学校、企業、市民と連携・協働して、多くの方の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。社会情勢の変化に柔軟に対応し、新たな課題にも積極的に取り組んでいきます。

## (2) 計画の周知、情報提供

本計画の推進において、子育て中の家庭、事業者、関係機関、その他多くの市民の理解と協力は欠かせません。子ども・子育てに関する情報や計画の進捗状況等を、利用者支援事業や広報・市ホームページ、パンフレット等を通じて、幅広く市民や保護者、事業者等に提供し、周知に努めます。

# 2 進捗状況の管理

本計画に基づく施策の進捗状況を、計画全体の成果と合わせて、定期的に点検・評価します。点検・評価にあたっては、毎年度、基本事項の幼児期の教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に係る利用状況、施設の確保方策の進捗状況を中心にまとめ、東久留米市子ども・子育て会議の意見を聴取しながら事業実績等に一定の乖離や確保方策の状況に変化があった場合には、本計画の見直しも検討していきます。

点検・評価結果は市ホームページ等で公表していきます。子ども・子育て支援の推進は、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、P D C Aサイクルに基づいた継続的な改善を進めていきます。

### ① P L A N (計画の策定)

子ども・子育て会議の審議等を踏まえ、計画を定めます。

### ② D O (事業の実施)

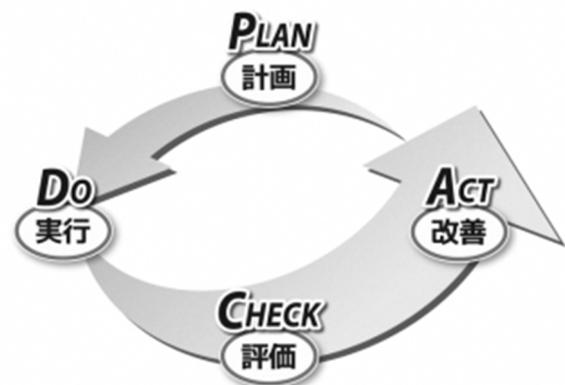
立案した計画に従い、様々な主体との連携・協働により事業を実施します。

### ③ C H E C K (実施状況の評価・検証)

事業の実施状況の評価・検証します。

### ④ A C T (評価結果を活用)

評価結果を踏まえ、より効果的な実施方法を検討し、必要に応じて見直しを行います。



### 3 持続可能な開発目標（SDGs）について

平成27年9月の国連サミットにおいて採択されたSDGsは、持続可能でよりよい世界をめざす17のゴール（目標）と169のターゲットから構成された国際目標です。

東久留米市では、第5次長期総合計画基本構想において、基本目標を達成するための諸施策を基本的な施策として展開していくことは、SDGsの達成に向けた取り組みの推進に資するものとしており、令和5年8月には「東久留米市SDGs推進方針」を策定しています。

本計画におけるさまざまな子育て支援施策がSDGsの推進につながるものと考え、SDGsの視点を取り入れながら、子育て支援施策を推進していきます。

【本計画に関連する主なSDGsのゴール】



## 資料編

---

# 1 用語解説

用語	解説
<p>こども基本法</p>	<p>こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行された。</p> <p>日本国憲法および児童の権利に関する条例の精神にのっとり、全てこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としている。この法律では、こども施策の基本的な理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めている。</p> <p>【こども施策の基本理念】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。</li> <li>2 すべてのこどもは、大切に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。</li> <li>3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。</li> <li>4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最も良いことが優先して考えられること。</li> <li>5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。</li> <li>6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。</li> </ol>
<p>こども大綱</p>	<p>「こども基本法」に基づき、こども政策を総合的に推進し、「こどもまんなか社会」を実現するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めるもの。</p> <p>従来別々に定められていた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。</p>
<p>こどもまんなか社会</p>	<p>すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。</p>

## 2 東久留米市子ども・子育て支援事業計画（第2期）進捗状況

---

東久留米市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価結果を市ホームページで公表しています。

<https://www.city.higashikurume.lg.jp/shisei/sesaku/keikaku/1008588.html>



### 3 計画策定までの経過

---

- (1) 東久留米市子ども・子育て会議における審議等
- (2) 東久留米市子ども・子育て支援ニーズ調査実施
- (3) 計画（素案）へのパブリックコメント実施

子ども・子育て会議の審議経緯など、策定経過を掲載します。

### 4 東久留米市子ども・子育て会議条例

---

条例を記載します。

### 5 東久留米市子ども・子育て会議委員名簿

---

委員名簿（氏名・団体名・現役職等）を記載します。